✂新制度開始✂
出張理容・出張美容の届出について

三重県及び四日市市は出張理容・出張美容に関する指導要綱の策定により、
令和7年4月1日から、出張理容・出張美容にかかる届出制度ができました。

✂出張理容・出張美容とは✂

〇理容師又は美容師が、理容所・美容所以外の場所に出向いて理容・美容の業務を行うことです。
〇理容師法、美容師法では、特別の事情がある場合のみ例外として認められています。

【出張理容・出張美容を行うことができる場合】

1　疾病その他の理由※により、理・美容所に来ることができない者に対して理容・美容を行う場合
2　婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容・美容を行う場合
3　社会福祉施設その他の施設に入所している者に対して理容・美容を行う場合
4　知事又は市長が衛生上支障がないものとして承認した場合

※理容師法施行令第４条第１号及び美容師法施行令第４条第１号に基づく出張理容・出張美容の対象について
（平成 28 年 3 月 24 日生食衛発 0324 第 1 号各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部(局)長あて厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知）

(1)疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障害、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、社会通念上、理容所又は美容所に来ることが困難であると認められるもの

(2)自宅等において、常時、家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者であって、その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用することが困難であり、仮に、自宅等に育児又は介護を受けている家族を残して理容所又は美容所に行った場合には、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められるもの

✂新制度による届出が必要です✂

〇届出対象者：●理・美容所に所属せず出張業務のみ行う理美容師
●理・美容所に所属しているが当該理・美容所の洗浄消毒設備を利用しない理美容師

※下記の項目に該当する理容師又は美容師の方は、届出不要です。

①理・美容所の開設者又は当該理・美容所に所属し洗浄・消毒設備を利用できる理容師又は美容師の方

②【出張理容・出張美容を行うことができる場合】の4　知事又は市長が衛生上支障がないものとして承認した場合として、出張業務承認書の交付を受けた理容師又は美容師の方

〇届出時期：出張業務をする前（ただし、既に出張業務を行っている場合は遅滞なく）
〇届　出　書：出張業務届
〇持　ち　物：・理容師又は美容師免許証の写し（原本持参）
・出張業務を行う際の携行品及び消毒用品
〇届出場所：出張場所を管轄する保健所

“き～ぼう”と”つむぎちゃん”は
三重県動物愛護推進センターあすまいるのマスコットキャラクターです

✂出張理容・出張美容の受け入れを行う施設の方へ✂

〇施術者が理美容師であることを免許証、出張業務届の写しを求める等によりご確認ください。
〇理美容師が講じなければならない衛生措置（裏面）のうち、特に「作業環境」の確保についてご配慮をお願いします。

✂お問い合わせ先✂

三重県医療保健部食品安全課 TEL 059-224-2359
伊勢保健所　衛生指導課 TEL 0596-27-5151
桑名保健所　衛生指導課 TEL 0594-24-3623
伊賀保健所　衛生指導課 TEL 0595-24-8080
鈴鹿保健所　衛生指導課 TEL 059-382-8674
尾鷲保健所　衛生指導課 TEL 0597-23-3461
津保健所　衛生指導課 TEL 059-223-5112
熊野保健所　衛生指導課 TEL 0597-85-2159
松阪保健所　衛生指導課 TEL 0598-50-0529
四日市市保健所衛生指導課 TEL 059-352-0591